# < 目 次 >

策定趣旨および計画期間			
第1章	計画の実現に	こ向けた役割分担	2
第2章	人と動物が健康で明るく共生する幸福で暮らしやすい福井をめざして		
1	計画の構成		3
2	目標および具体的な施策		
	基本方針[	動物の適正な飼養の推進	3
	基本方針『	動物愛護の推進	6
	基本方針Ⅱ	地域の動物愛護管理モラルの向上	9
	基本方針Ⅳ	動物の癒しの力の活用に関する環境整備	11
	基本方針 🛚	計画の推進体制の整備	12
第3章	計画の実現に	こ向けて	13

※印のついた語句についてはく資料編>で説明しています。

WENDY EN WE

# 策定趣旨および計画の期間

### 1 策定の趣旨

県民と動物とのかかわり方の変化に伴い、人と動物との共生が一層重要となることから、動物を「命あるもの」として大切にする動物愛護思想の浸透、周囲に迷惑をかけないようその生涯にわたって適切に飼養する社会モラルの構築を通じて「人と動物が健康で明るく共生する幸福で暮らしやすい福井」の実現を目指して「第2次福井県動物愛護管理推進計画」を策定します。

### 2 計画の推進

飼い主の責務としての適正飼養の徹底などについて更に検討を進め、本計画を推進するための具体 的な取組みにつなげます。

### 3 計画の根拠と期間

この計画は「動物の愛護及び管理に関する法律<sub>\*1</sub>(以下、この計画において「法」という。)」、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針<sub>\*2</sub>(以下、この計画において「基本指針」という。)」および「福井県動物の愛護および管理に関する条例<sub>\*3</sub>(以下、この計画において「条例」という。)」に基づき策定します。

計画の期間は、基本指針との体系的な整合性を確保するため、計画期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間とします。

なお、状況の変化に適時的確に対応するため、計画期間の中間に当たる平成30年度を目途に見直 しを行うこととします。

### 第1章 計画の実現に向けた役割分担

人と動物が健康で明るく共生する社会の実現(計画の実現)に向けて、「動物の飼い主(産業動物<sub>\*4</sub>・ 実験動物<sub>\*5</sub>の管理者を含む)」「県民」「行政」「関係団体および動物関連事業者」「動物愛護推進員」が 果たすべき役割について、次のとおり規定しました。

### (1) 動物の飼い主 (産業動物・実験動物の管理者を含む)の役割

飼い主は、その責務として法令を遵守することはもちろん、動物の生態、習性、生理を十分に認識したうえで、生涯にわたり適正に飼養しなければなりません。そのためには、飼養を開始する前に、動物を飼養することで変化する生活環境、想定される動物による危害や問題行動、動物の生涯にわたる家族構成の変化等について十分に考慮しておく必要があります。また、地域社会のマナーを守り、飼養動物が地域の一員として受け入れられるように注意を払うことが求められるほか、災害時に備えた動物のしつけや餌等の備蓄も必要です。

### (2) 県民の役割

本計画の策定趣旨である「人と動物が健康で明るく共生する幸福で暮らしやすい福井」の実現には、動物に好意を抱く人、そうでない人を含めた県民全体が、動物の愛護と適正な飼養に対する関心と理解を持ち、動物に関する課題を共に協力しながら解決していくことが大切です。その実現のためには、自身の周囲の人々が動物に対して抱く感情は様々であることを認識した上で、互いに理解しようとする努力が求められます。

### (3) 行政の役割

県には、動物取扱業者等の監視指導、犬・猫・負傷動物の収容と返還・譲渡、災害時に備えた体制整備および災害時の動物救援等、広域的・専門的な役割があります。また、各市町、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティア等による地域活動が、調和のとれたものとして県内全域で実施されるように支援し、計画全体が着実に実行されるよう努めます。

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものであるため、課題解決には、個々のケースに応じたきめ細かな取組みが不可欠となります。市町は域内の飼い主に対し、動物の適正飼養に関する社会的責任の自覚を促し、動物の飼養に対する地域住民の理解を促進していく重要な役割があります。また、災害時に備えた体制や災害時における被災地域内の飼養動物の救護体制等についても整備することが求められます。

### (4) 獣医師会等関係団体および動物関連事業者\*6の役割

獣医師会および動物愛護団体等は、動物の適正飼養、動物の譲渡、人と動物の共通感染症<sub>\*7</sub>の正しい知識の啓発、動物ボランティアの育成、子どもたちの情操の涵養、動物愛護モラルアップ地区活動の支援、災害発生時の協力など、計画の根幹を成す施策の推進に深く協力し、県および市町とともに、本計画の実現を目指します。

動物取扱業者<sub>\*8</sub>およびペットフード販売業者等は、その業務を通じて動物の飼養希望者または飼養者に対して動物の飼養に関する正しい知識の普及啓発に努め、この計画の推進に協力します。

#### (5) 動物愛護推進員※のの役割

法第38条第1項に規定される動物愛護推進員には、住民への動物愛護思想の普及啓発、行政の動物愛護管理施策への協力、飼い主に対する動物の適正な飼養に関する助言、災害時における動物の保護等への協力等の役割があります。

# 第2章 人と動物が健康で明るく共生する 幸福で暮らしやすい福井をめざして

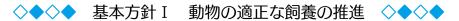
### 1 計画の構成

この計画は、5つの「基本方針」から成り、それぞれの基本方針ごとに、目標および実施する施策を記載しています。

### <基本方針>

- I 動物の適正な飼養の推進
- Ⅱ 動物愛護の推進
- Ⅲ 地域の動物愛護管理モラルの向上
- IV 動物の癒しの力の活用に関する環境整備
- V 計画の推進体制の整備

### 2 目標および具体的な施策



動物の飼い主が、その責務として、動物の鳴き声や糞尿等による迷惑を防止し、人の生命、身体、財産に危害を加えることのないようその生涯にわたって適切に飼養することは、人と動物が共生する社会を実現するための根底となるものです。

本県では、動物の不適正な飼養に起因して周辺の生活環境が損なわれたなどの苦情や相談が、年間約2,300件寄せられています。

動物の飼い主は、自分が第三者に対する加害者になり得ることについての認識が希薄な傾向にありますが、全ての飼い主が加害者になり得るとともに、全ての人が被害者になり得るとの認識のもと、飼い主は、社会的責任を十分に自覚して、周囲の人の迷惑とならないよう動物の生態に合った終生飼養 $_{*10}$ や繁殖の制限、迷子札やマイクロチップ $_{*11}$ 等による所有者明示を行うなど、適正な飼養に努めなければなりません。

こうしたことから、動物を適正に飼養することができる「優良飼い主」の育成を推進し、動物の不適 正な飼養に起因する苦情の削減を目指します。

### ≪目標≫

- ① 動物の適正な飼養を行う「優良飼い主」を育成します。
- ② 動物の不適正な飼養に起因する苦情件数を減らします。
- ③ 終生飼養等の適正飼養を推進し、犬猫の収容頭数を減らします。

### ≪具体的取組み≫

### (1) 優良飼い主の育成

飼い主一人ひとりに動物に関する知識を広め、動物の生態に合った適正な飼養を行うことが周辺の生活環境の向上にもつながるという自覚をもつ「優良飼い主」を育成するとともに、終生飼養等の適正飼養を推進し、犬猫の収容頭数の削減を図ります。

### 【内容】

### ①安易な飼養開始の防止

動物の飼養に関する責任や義務についてよく理解せず、安易に飼養を開始したために想定外の問

題に遭遇して、飼養の継続を断念するといった、動物にとっても飼い主にとっても不幸なケースを防ぐため、動物販売業者による販売時の飼い主に対する現物確認および対面説明等の徹底を図ります。また、県や動物愛護団体等における譲渡時に、動物の寿命や習性等、飼い主の負担と責任等に関して十分な理解を得られるよう説明を行い、安易な飼養開始が行われることのないように努めます。

### ②飼い主講習会の推進

動物の適正な飼養方法などの講習はこれまでも実施しており、平成20年度から24年度までに約550回実施し、5,000人を超える方が受講しています。

今後もより多くの「優良飼い主」を育成できるよう、開催形態(開催日時、回数、場所、講習内容など)について検討・工夫して、積極的に実施します。

- ・関係団体等との協同開催
- ・関係団体等が持つ広報ツール (blog、twitter、facebook など) の活用による講習会広報の推進
- ・動物の飼育に不安を抱く県民(初めての飼育、健康・年齢・収入等に不安をもつなど)に対し、 関係団体等と連携した動物飼育に関するサポート等の実施

### ③ペットの所有者明示の推進

市町による狂犬病予防注射事業(集合注射)に合わせて、関係団体等と共に、鑑札または注射済票用ホルダーの配布等による啓発を行います。これまで、7,000人以上の飼い主(10,000頭以上の動物)が、この啓発事業に参加しています。

引き続き、マイクロチップの挿入や迷子札の装着なども含め、ペットの所有者明示の必要性の普及啓発を図ります。

### ④飼養者の動物愛護意識の向上

飼養方法の自己診断シートをホームページ上で公開し、動物の飼養者に対し、動物の適正飼養および終生飼養について啓発を行います。

自己診断シート

・動物の体チェック、飼養環境チェック、飼い主マナーチェックなど

### ⑤引取り※12の厳格化

平成24年度の法改正に合わせて、健康福祉センターに動物の引取りを求める者に対し、やむを 得ない理由によるものか確認を徹底することにより、安易な引取りの防止および引取頭数の削減に 努めます。

#### (2) 動物取扱業者への監視指導

動物取扱業者に対しては、平成24年度の法改正に伴う規制強化に合わせて監視指導(年1回以上)を徹底し、法に定める飼養施設基準や動物販売時の説明等の遵守基準の履行状況を確認します。

また、動物を飼養しようとする者または動物の飼養者に対し、飼い主の遵守事項などについて普及啓発を行うよう指導を行います。

さらに、動物取扱責任者研修を毎年1回以上開催し、動物取扱業者における法基準の徹底および最新知見の習得による知識向上を図ります。

### (3) 特定動物\*13の飼養者に対する指導

人に危害を加えるおそれが高いため飼養保管許可が必要な特定動物は、本計画改定時において県内でも55頭が飼養されており、動物の飼養に対する考え方の多様化に伴い増加することも予想されます。 特定動物飼養保管施設に対する監視指導(年1回以上)を徹底し、飼養施設基準の遵守、マイクロチップ挿入による個体識別等の実施について確認します。

#### (4) 実験動物および産業動物の適正な取扱い

教育および研究機関等で使用されるマウスなどの実験動物および牛や豚などの産業動物についても、「命あるもの」としての取扱いは必要であることから、実験施設および畜産業における動物の適正な 取扱いを推進します。

### 【内容】

### ①飼養状況の把握と周知

・実験動物および産業動物関係機関における飼養状況の把握を行い、国が示すそれぞれの飼養・保管基準の周知を図り、自主管理による適切な取扱いを促します。

### ②3Rの原則の啓発

・特に、実験動物については「苦痛の軽減」「代替法の活用」「使用数の削減」の原則(3Rの原則) について配慮するよう啓発します。

### (5) 人と動物の共通感染症に関する啓発

狂犬病をはじめとする人と動物の共通感染症について情報を収集し、必要に応じて市町、獣医師会等に情報提供するとともに、一般飼い主に対する啓発資料として活用します。

### ◇◆◇◆ 基本方針Ⅱ 動物愛護の推進 ◇◆◇◆

動物愛護は、動物の虐待、遺棄の防止や適正な取扱いだけでなく、生命尊重、友愛等の情操の涵養といった心の豊かさの実現にもつながります。

動物をその生涯飼養する「終生飼養」は、動物愛護の基本原則の一つです。やむを得ず健康福祉センターに収容された動物については、関係団体等との情報交換により、飼い主への返還<sub>\*14</sub> および新しい飼い主を探す体制を強化して譲渡<sub>\*15</sub> を推進することにより、処分頭数の削減を図ります。

さらに、子どもたちの豊かな人間性を育むためには、自然や生き物への親しみをもち、それらを大切にするとともに、生命を尊重する心情や感性を養うことが重要であるため、幼年世代から子どもたちの動物愛護意識を養っていきます。

また、災害時には、多くの住民が避難所での生活を余儀なくされますが、被災した動物も一緒に同行 避難できる体制を十分に整える必要があります。家族の一員である動物が一緒に過ごせることは、心の 安らぎとなることから、災害時にも人と動物の絆を守れるような仕組みづくりが必要です。さらに被災 動物の救済や人への危害防止の観点からも動物救済体制の整備が必要です。

### ≪目標≫

- ① 市町や関係団体等と連携して動物愛護思想の浸透を図ります。
- ② 収容した犬猫の返還および譲渡を推進します。
- ③ 幼年世代から動物愛護意識を醸成します。
- ④ 災害時における動物の適正飼養と管理に関する体制を整備します。

### ≪具体的取組み≫

### (1)動物愛護の推進

県は、地域住民と密接な関係にある市町および関係団体等と連携して、様々な手段を活用して普及 啓発に取り組むほか、不適正な飼養や多頭飼育の実態を早期に把握し対応するための体制の整備等を 通じ、動物愛護思想の浸透を図ります。

### 【内容】

### ①動物愛護の普及啓発

県民に広く動物愛護思想の浸透を図るため、市町や関係団体等と連携し、広報誌、ホームページ、 回覧板等の様々な手段や機会を活用して普及啓発に努めます。

### ②動物の虐待等に係る情報収集

動物愛護に関する相談や不適正な動物の飼養に関する苦情など、県民から情報を広く集めるために「動物あいごダイヤル」を活用し、相談事例等に対しては健康福祉センターや市町のほか、必要に応じて警察機関と連携して迅速に対応します。

#### ③動物愛護週間※16 事業の実施

毎年9月20日~26日の動物愛護週間において、健康福祉センターの管轄地域ごとに、市町や関係団体等と協力して動物愛護に関するイベント等を開催します。

### (2) 収容動物の返還の推進

健康福祉センターでは平成24年度に1,340頭の犬猫を収容していますが、飼い主の元へ返還されたものは112頭と1割にも満たない状況です。平成24年の法改正により収容動物の飼い主への返還が自治体の努力義務として明文化されたことから、市町、関係団体等と連携するとともにホームページ等を活用し、収容動物の返還を推進します。

### (3) 譲渡の推進

健康福祉センターにおいて「犬猫の譲渡会」を開催します。それに合わせて、譲渡前には飼い主講 習会を、譲渡後には飼育状況についてアンケート調査や必要に応じて飼育に関するアドバイスを実施 するなど、飼い主の適正飼養を推進します。

また、関係団体や個人によるボランティア譲渡を推進し、健康福祉センターに収容された動物の新しい飼い主を見つける機会を増やします。

#### 【内容】

### ①譲渡対象動物の健康および安全の保持

譲渡対象動物の健康管理、収容施設内の衛生管理などについて取扱い方法を精査し、譲渡を推進するための体制を整備します。

### ②譲渡会および飼い主講習会の定期開催

健康福祉センターに収容された犬、猫の新しい飼い主を見つける機会を増やすため、毎月、各健 康福祉センター等において譲渡会を開催するとともに、譲渡会の前に、譲渡希望者に対して動物飼 養の心構えや飼い主のマナーなど適正な飼養に関する講習会を実施します。

また、より多くの県民が譲渡会等に参加できるよう、開催形態(開催日時、回数、場所、講習内容など)について検討・工夫を行います。

### ③譲渡を支えるボランティアの育成

健康福祉センターに収容された犬、猫の世話や管理等を依頼することができる動物飼養ボランティアを育成します。

また、譲渡対象となりながらも、健康福祉センターの譲渡会で新たな飼い主を見つけることができなかった犬、猫の譲渡先を探すボランティアの登録を推進します。

動物飼養ボランティア

- ・幼齢動物の保育、収容動物の休日の世話、地域見守り活動を兼ねた収容犬の散歩など
- ・動物関係専門学校、動物愛護団体等に対し、ボランティアへの参加および共同活動等につい て呼びかけ

### (4) 動物とのふれあいによる「やさしさ」あふれる福井っ子の育成

幼齢時における動物とのふれあいは、子どもたちの他者をいたわる心の醸成にとって重要な活動です。学校飼育動物<sub>※17</sub> 活動の支援や幼児どうぶつあいご教室を通じて、「やさしさ」あふれる福井っ子の育成を推進します。

### 【内容】

### ①学校飼育動物活動の支援

子どもたちが動物の飼育活動を通じて、「命あるもの」の世話の大変さや命の重みを体験し、それにより命を大切にする心を育てることができるよう、獣医師会が推進する学校飼育動物の普及活動を支援します。

あわせて、教職員や子どもたちが気軽に相談できるよう、地域の獣医師たちが学校飼育動物活動校を巡回訪問し体験講習等を行う「学校かかりつけ獣医師」体制を推進します。

### ②幼児対象どうぶつあいご教室の実施

子どもたちが継続的に命の大切さについて考え、動物愛護意識の浸透を深めることができるよう、 保育園等に対し動物愛護出前講習(どうぶつあいご教室)を実施します。

### (5) 危機管理体制の整備

行政および動物の飼い主は、普段から備えるべきこと、緊急時に取るべき行動について認識しておくことや、動物の飼い主は他人に迷惑をかけないような飼養を平時から心がける必要があります。

#### 【内容】

### ①災害救急時の動物救護体制の整備

市町の策定する地域防災計画には、住民が動物と一緒に暮らせる仮設住宅の設置はもちろんのこと、動物と同行避難できる避難所の設置について配慮するよう助言を行います。また、動物を飼養していない人に対し、避難所への同行避難に対する理解を促進します。

さらに、災害発生時には、多くの放浪動物が発生し、時に復旧作業の妨げになること、避難所に

おける避難動物の健康管理が必要となることが予想されることから、災害時の動物救護活動に関する体制の整備を行います。

また、災害等緊急時に適切な対応を実施できるよう、災害時における動物救護活動に関するガイドラインを作成するとともに、避難訓練において動物との同行避難が実施されるよう働きかけます。

### ②平常時における情報交換と連絡体制の確認

県、市町および関係団体等による危機管理に関する連絡会議を定期的に開催します。また、人と動物の共通感染症の情報を収集・管理し、迅速に対応できる体制を整備するとともに、県民に対して適正な情報の提供を行います。

さらに、動物愛護担当者研修会において、感染症や災害の発生を想定したシミュレーションを実施し、県および市町職員の対応および連絡体制について確認を行うとともに、動物飼養者に対し、動物と同行避難できる避難所の確認、その動物へのワクチン接種、所有者の明示、しつけ、不妊去勢手術や健康管理など、平時から適正飼養の必要性について啓発を行っていきます。

### ◇◆◇◆ 基本方針Ⅲ 地域の動物愛護管理モラルの向上 ◇◆◇◆

地域社会における動物を巡るトラブルは、飼養者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しや すいなどの性格を有していることもあるため、地域社会の実情を踏まえた動物の飼養管理に関する新し いルールづくりやそれに対する支援が重要と考えます。

県では、住民組織である自治会、町内会など地域コミュニティにおける動物に起因する問題に対し、動物愛護と管理の両面から事案の解決を図るためのルールづくり等について支援します。また、ルールづくり等に取り組む地区を「動物愛護管理モラルアップ地区」としてその活動の輪を広げるとともに、地区における活動をより積極的に行うための仕組みづくりを行い、動物愛護を推進する県民運動の基盤づくりのための気運を高めます。

### ≪目標≫

- ① 地域で動物に起因する問題に対応するためのルールづくり等に取り組む「動物愛護管理モラルアップ地区」活動を支援します。
- ② 県民全体で動物愛護を推進する気運を高めます。

### ≪具体的取組み≫

#### (1)動物愛護管理モラルアップ地区活動の推進

地域の町内会や自治会に対して、飼い主のマナー向上や生活環境の保全活動など地域の実情にあった動物に起因する問題に対するルールづくりへの支援を行います。

また、これらの活動に取り組む地区を「動物愛護管理モラルアップ地区」とし、市町や関係団体等と協働して「動物愛護管理モラルアップ地区」の活動がより良く展開できる体制を整備します。

### 【内容】

### ①地域の実情にあったルールづくり

市町や関係団体等と連携しながら、自治会等の協力を得て動物の飼養状況調査を実施するとともに、その結果を基に地域の特性にあったルールづくりについて自治会等と協議していきます。

### ②適正飼養に関する普及啓発

自治会等からの要望に応じて動物の愛護および管理に関する講習会を実施します。また、その自 治会等での個別事例に対応できるチラシの作成、譲渡会等の開催案内、各地で発生した問題に対す る解決事例の紹介などにより、適正飼養に関する普及啓発を推進します。

### ③地域活動の推進

人と動物が健康で明るく共生する社会の実現には、動物の飼養についてのモラルの向上が必要です。市町、自治会および動物愛護に関する活動に取り組む動物関連事業所(動物愛護推進宣言事業所)による自主的な地域活動を推進します。

### 地域活動の内容

ウンチクリーンアップ作戦

地区単位で実施する公園など公共の場所の清掃美化活動

- ・地域の動物適正飼養講習会
- 高齢者動物愛護訪問事業

独居高齢者や高齢者のみで動物を飼養している世帯の把握、高齢者対象の動物飼養講習会の実施(不慮の事故や病気による入院で動物の世話ができない場合の備えなど)

子ども見守り活動

児童の登下校の時間帯に合わせて動物の散歩を実施する活動

### (2) 所有者の判明しない猫への対策

健康福祉センターで引取り依頼される猫は、多くの場合、所有者の判明しない生後間もない子猫であり、その親は、不妊去勢措置を施されていない野良猫のみならず飼い猫も含まれていると推定され

#### ます。

猫の存在に関する受け止め方や考えは、猫によって生活環境上の実害を被っている人たちと、猫に餌を与える人たちの間に大きな隔たりがあります。特に、所有者の判明しない猫については、住民の共通理解を得ることにより、迷惑事例の発生を抑制するための地域の実情に合った対策を講じる必要があります。

### 【内容】

### (1)飼い猫の屋内飼養、繁殖制限および所有者明示の周知

近隣への迷惑防止だけでなく、けがや病気の予防、不幸な命を産ませない、動物のストレスを発生させない、迷子時の対応などの利点を含めて周知を図り、猫の引取頭数および処分頭数の削減につなげます。

### ②所有者の判明しない猫の分布実態調査の実施

### ③地域猫活動※18への支援

地域猫活動は、地区住民の一定の共通理解と活動に対する容認が前提となるため、当該活動の周知を徹底した上で、ルールに基づき実施する必要があります。市町、自治会、関係団体等と意見交換を行い、地域猫活動を行うためのルール作り等を支援します。

### (3)動物愛護推進員による活動

地域における動物愛護管理を効果的かつ継続的に推進するためには、地域に根ざした人材の活用が不可欠です。このため、法第38条に基づく動物愛護推進員を委嘱し、その活動を推進します。

なお、平成24年の法改正により、推進員の活動に災害時における動物の避難および保護等に関する事項が盛り込まれ、その役割は一層重要になると期待されています。

### 【内容】

### ①動物愛護推進員の委嘱の推進

動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者を動物愛護推進員として委嘱し、地域活動や災害時の避難・保護等の活動を協働して行います。

### ②人材の育成

推進員の委嘱時のほか、定期的に講習会および研修会を行い、動物愛護管理に関する知識や技術の向上を図るとともに、情報交換を行います。

### ◇◆◇◆ 基本方針Ⅳ 動物の癒しの力の活用に関する環境整備 ◇◆◇◆

動物とのふれあいは、特に高齢者や障がい者に対し、絆や精神的な意欲などの心理的影響を与え、生活改善や機能回復への効果が期待されています。

このように、動物が古くから人間にとって心の安らぎや癒しを与えてくれる存在であることから、その力の活用等について情報収集や取組みを推進します。

また、動物から得られる気持ちの「安らぎ」や「やわらぎ」は心の健康と生活の潤いをもたらし、ひいては福井県が進める健康長寿にも結びつくものと考えます。

### ≪目標≫

- ① 動物の癒しの力の活用等について知見の拡充を図ります。
- ② 動物の癒しの力を活かした活動を支援します。

### ≪具体的取組み≫

### 動物の癒しの力の活用等に関する知見の拡充

先進地域で実施されている事業や文献等を調査し、動物の癒しの力を活用したふれあい体験などの体験学習のあり方の検討などを行うとともに、いろいろな動物の癒しの力の活用の支援策などについても、関係団体等と協議を行います。

### ◇◆◇◆ 基本方針 V 計画の推進体制の整備 ◇◆◇◆

本計画を着実に推進していくためには、これを支える体制の整備が重要です。このため、県や市町のほか、獣医師会や動物愛護団体等との連携、動物愛護管理推進協議会の設置運営、動物愛護推進員への支援、本県にふさわしい動物愛護(管理)センターも含めた環境整備を進めることにより、施策の進捗管理や実施体制の一層の強化を図ります。

### ≪目標≫

- ① 本計画の推進のため、市町や関係団体等と連携を一層強化します。
- ② 福井県動物愛護管理推進協議会を設置し、計画の進捗管理や動物愛護推進員の活動支援等を行います。
- ③ 施策の強化に係る調査研究を行い、実行につなげます。
- ④ 本県にふさわしい動物愛護管理推進体制の整備を進めます。

### ≪具体的取組み≫

### (1) 市町、関係団体等との連携の強化

県は、地域住民と密接な関係にある市町および関係団体等と定期的に意見を交換する場を設けるなど、連携を強化して、動物の飼養者の適正飼養等を推進するとともに、不適正な飼養や多頭飼育の実態を早期に把握し対応するための体制を整備し、本計画を推進します。

また、健康福祉センターや市町において動物に関する多様な事例に対応できるよう、動物愛護行政担当者研修会を実施し、職員の資質の向上を図ります。

### (2) 協議会\*19 による計画の進捗管理等

計画の実効性を高め進捗状況を管理する機関として、各種団体の代表、動物の飼養等に関し専門の知識を有する者および市町や県の代表で構成する「福井県動物愛護管理推進協議会(以下「協議会」という。)」を設置します。

### 【内容】

協議会では、年次ごとに計画の進捗状況を確認し、その状況に応じて計画を推進させるための助言を行うほか、計画の中間見直し等の際は、講ずべき施策等について慎重に検討し、必要な提言を行います

また、協議会では、動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動の在り方、活動への支援、 人材育成等に関し必要な協議を行います。

### (3) 施策の強化に係る調査研究

基本指針に基づいて国が行う、幼齢動物を親から離す適齢時期やマイクロチップの普及促進、虐待の罰則適用状況など、動物の愛護管理に関する調査研究に協力します。

### (4) 動物愛護(管理) センターの整備

本県では、各健康福祉センターを中心として、動物の愛護管理を推進する計画を進めており、これまでの取組みの結果、収容動物の返還や譲渡等の動物の管理に係る施策に一定の成果を上げてきました。今後、本県の動物愛護管理の施策をより一層推進するために必要な体制等のあり方について、調査研究を進めます。

### 第3章 計画の実現に向けて

計画がその目的のとおり達成されたか確認するためには、施策の実効性を計る指標(数値目標)を設定する必要があります。本計画では、次の指標および判断事項を「動物愛護管理指標」とし、計画の実効性を計る指標として設定しました。

## 1 動物の不適正な飼養に起因する苦情件数の削減

350件以下

### 【苦情件数の推移】

平成24年度の苦情件数は539件であり、計画策定時(平成19年度)と比較して90件(約15%)減少しています。

### 【指標の設定】

基本方針 | およびⅢの主要施策である「優良飼い主の育成」「動物愛護管理モラルアップ地区活動」を推進し、今後10年間で苦情件数を更に180件(35%)削減することを目指します。また、苦情の減少には適正飼養をする飼い主の増加や地区活動の推進が必要であることから、引き続き飼い主講習受講者10,000人以上および動物愛護管理モラルアップ地区500地区を平成29年度までの中間目標とします。なお、計画期間中に指標を達成した場合も、その後の安定した苦情件数の削減に努めます。

### 2 犬猫の収容頭数の削減

600頭以下

### 【動物の引取頭数の推移】

平成24年度の動物の引取頭数は犬317頭、猫1,023頭であり、計画策定時と比較して犬は概ね半減していますが、猫は約24%の減少にとどまっています。

### 【指標の設定】

改正法により動物取扱業者および飼い主からの引取りが厳格化されました。また、国の定める基本 指針の見直しにおいても、引取頭数のさらなる削減が明文化されたことから、国と同様に平成16年 度から概ね75%削減した600頭を目指します。なお、計画期間中に指標を達成した場合も、その後の 安定した引取頭数の削減に努めます。

### (3) 犬猫の処分頭数の削減

400頭以下

### 【処分頭数の推移】

平成24年度の処分頭数は860頭であり、計画策定時と比較して約600頭減少し、平成29年度末までの目標である1,000頭以下を達成しました。

### 【指標の設定】

処分頭数の約8割は猫であり、特に所有者の判明しない猫が大半を占めています。基本方針IIの主要施策である「動物愛護管理モラルアップ地区活動の推進」の「所有者の判明しない猫への対策」において、市町、自治会、関係団体および動物愛護推進員等と連携して地域活動を推進し、猫の引取頭数および処分頭数の更なる削減を図ります。

また、改正法に「殺処分がなくなることを目指して」と明記されたことから、適正飼養の啓発、譲渡の推進など、本計画の施策の実施による総合的な指標として、動物の処分頭数の目標を400頭以下とします。なお、計画期間中に指標を達成した場合も、その後の安定した処分頭数の削減に努めます。

### 4 収容した犬猫の返還譲渡率の向上

35%以上

### 【返還譲渡率の推移】

平成24年度の譲渡率は29.1%と平成29年度末までの目標を達成しました。

### 【指標の設定】

改正法では、殺処分がなくなることを目指し、収容された動物の返還および譲渡に努めることが明 記されました。これまで県では収容された犬猫の譲渡に力を入れてきましたが、今後はさらに犬猫の 返還および譲渡を推進します。そのためには、これまで以上に民間の関係団体等の力を活用し、特に 猫の譲渡率の上昇に努め、犬猫の返還譲渡率35%を目指します。返還・譲渡を推進するにあたっては、 一時飼養等のボランティアの協力が不可欠なことから、ボランティア300人を平成29年度までの中間 目標とします。なお、計画期間中に指標を達成した場合も、その後の安定した返還譲渡率の向上に努 めます。